

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	北浜キャピタルパートナーズ株式会社
【英訳名】	Kitahama Capital Partners Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 前 田 健 晴
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 管理本部長 柏 木 剛
【本店の所在の場所】	大阪府中央区北浜一丁目1番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長 前田 健晴及び当社最高財務責任者 柏木 剛は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社13社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。評価の過程で認められた開示すべき重要な不備は、以下の通りです。

記

当連結会計年度より新たに連結の範囲に加わった株式会社トラストコーポレーション（以下「トラスト社」といいます。）において、意思決定過程に関する記録の整備が十分に行われておらず、重要な取引に係る承認手続及び牽制機能が有効に機能していない状況が認められました。加えて、決算や監査対応に必要な人員が十分に確保されておらず、現金管理、契約管理並びに勘定残高管理及び会計上の見積りに関する統制を含む決算・財務報告プロセスに係る統制が十分に整備・運用されておりました。

当社においても、トラスト社に係るPMI（買収後の経営統合）が不十分であり、内部統制の有効性を評価する責任体制が明確になっておらず、評価期間内に内部統制の整備及び運用評価が完了しませんでした。さらに、子会社管理及び連結財務報告に係る統制が十分に機能しておらず、重要な子会社であるトラスト社の内部統制の整備・運用状況の把握及び監督が不十分であったほか、トラスト社以外でも、新たに加わった持分法適用会社の財務情報が適時に入手されていないなど、連結決算及び開示資料の作成体制に不備が認められました。

これらの不備に起因して、トラスト社に係る複数の重要な会計上の誤謬の他、持分法による投資損失の多額の計上漏れ、商品評価損の計上漏れ、連結キャッシュ・フロー計算書における多数の重要な修正、関連当事者との取引を含む注記事項における多数の重要な記載漏れや記載誤りが監査人によって検出されました。

上記はいずれも当社の財務報告に潜在的に重要な影響を及ぼす可能性が高いと考えられるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。なお、これらの開示すべき重要な不備に起因する修正事項については、必要な修正

仕訳をすべて連結財務諸表に反映済みであり、これらによる連結財務諸表への適切な修正はすべて完了しているため、連結財務諸表の作成に与える重要な影響はありません。

当連結会計年度の末日までに内部統制不備を是正できなかった理由は、子会社の組織体制の不備、管理部門担当者の知識不足、また親会社である当社の管理不行届きによるものであり、当社経営陣としては、指摘の内容を重く受け止めております。

当社グループは、不備の是正及び再発防止に向けて、グループ全体での内部統制強化に向けた人員及び知識の拡充等の体制整備を進め、それぞれ改善策を実施して参ります。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。